

福岡市まちかど文化ひろば実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の文化活動の身近な発表の場、鑑賞の場、ふれあいの場として利用できる空間等（以下「まちかど文化ひろば」という。）の登録、利用等に関し必要な事項を定めることにより、市民生活を豊かで潤いあるものにするを目的とする。

(事業)

第2条 区長は、まちかど文化ひろばの目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) まちかど文化ひろばの登録に関する事。
- (2) まちかど文化ひろばの広報に関する事。
- (3) まちかど文化ひろばの利用の承認に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、まちかど文化ひろばの目的達成に必要な事。

(登録)

第3条 区長は、次の各号に掲げる要件を満たす空間等を、当該空間等を管理する者の申し出を受けて、まちかど文化ひろばとして登録する。

- (1) ギャラリーやコンサート会場等として利用できる事。
- (2) だれでも立ち寄れる場所である事。
- (3) 無料で利用できる事。

2 区長は、前項の規定により登録されたまちかど文化ひろばが、まちかど文化ひろばとしてふさわしくなくなったと認める場合又はまちかど文化ひろばの管理者（以下「管理者という。」）が登録の辞退を申し出た場合は、登録を取り消す。

(利用の申込み、承認等)

第4条 まちかど文化ひろばを利用しようとする者は、福岡市まちかど文化ひろばの利用申込書（様式第1号）により、利用しようとするまちかど文化ひろばのある区の区長に申し込む。

2 前項の申込みは、利用しようとする日の3か月前から受け付ける。

3 区長は、第1項の申込みが、まちかど文化ひろばの目的に適合していると認められ、かつ、当該管理者から利用期間、利用内容等について承諾を得られた場合は、福岡市まちかど文化ひろば利用通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）及び福岡市まちかど文化ひろば利用承認書（様式第3号）を当該申請者に交付する。

(利用の協議)

第5条 まちかど文化ひろばの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ通知書を管理者に提出するとともに、当該管理者と利用について協議し、その指示に従う。

(利用者の心得)

第6条 利用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 商行為を行わないこと。
- (2) 管理者から、特別な利用について光熱水費の請求がなされた場合は、これを負担すること。
- (3) 事故防止に努めること。
- (4) まちかど文化ひろばの施設及び設備の損傷、展示物等の損傷、盗難等の被害、展示物等による人、物などに対する損害、その他の利用者の責に帰すべき事由により生じた事故について責任を負うこと。
- (5) 準備、設営、会場整理、会場監視、撤収等は、自らこれを行うこと。
- (6) 催事の開催に必要な関係官公署への届出等を行うこと。

(規定外の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、まちかど文化ひろばに関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。